中学校学習指導要領（平成29年告示）解説

障害のある生徒などの指導に当たっての留意点

障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し，生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校において，生徒の十分な学びを確保し，一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても，発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に，全ての教科等において，一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう，障害種別の指導の工夫のみならず，各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図，手立てを明確にすることが重要である。

中学校　国語

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，国語科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，国語科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には，生徒が身近に感じられる文章（例えば，同年代の主人公の物語など）を取り上げ，文章に表れている心情やその変化等が分かるよう，行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり，心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり，心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

・比較的長い文章を書くなど，一定量の文字を書くことが困難な場合には，文字を書く負担を軽減するため，手書きだけではなく ICT 機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

・声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には，紙やホワイトボードに書いたものを提示したり ICT 機器を活用したりして発表するなど，多様な表現方法が選択できるように工夫し，自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　社会

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，社会科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，社会科における配慮として，次のようなものが考えられる。

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり，読み取ったりすることが困難な場合には，読み取りやすくするために，地図等の情報を拡大したり，見る範囲を限定したりして，掲載されている情報を精選し，視点を明確にするなどの配慮をする。

また，社会的事象等に興味・関心がもてない場合には，その社会的事象等の意味を理解しやすくするため，社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう，特別活動などとの関連付けなどを通して，実際的な体験を取り入れ，学習の順序を分かりやすく説明し，安心して学習できるようにするなどの配慮をする。

さらに，学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には，社会的事象等を読み取りやすくするために，写真などの資料や発問を工夫すること，また，方向付けの場面において，予想を立てることが困難な場合には，見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し，学習順序を考えられるようにすること，そして，情報収集や考察，まとめの場面において，どの観点で考えるのか難しい場合には，ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　数学

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，数学科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，数学科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・文章を読み取り，数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合，生徒が数量の関係をイメージできるように，生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ，解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり，場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。

・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合，空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように，立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら，言葉でその特徴を説明したり，見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　理科

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，理科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，理科における配慮として，次のようなものが考えられる。

実験を行う 活動において，実験の手順や方法を理解することが困難である場合は，見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり，扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。また，燃焼実験のように危険を伴う学習活動において は，教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　音楽

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，音楽科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，音楽科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・音楽を形づくっている要素（音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強 弱，形式，構成など）を知覚することが難しい場合は，要素に着目しやすくで きるよう，音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして，要素の表れ方を視覚化，動作化するなどの配慮をする。なお，動作化する際は，決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

・音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は，表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう，イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し，選択できるようにするな どの配慮をする。

これらはあくまで例示である。実際の学習の場面においては，生徒の困難さの状態を把握しつつ，他の生徒との関係性や学級集団の雰囲気などに応じて，適切かつ臨機応変に対応することが求められる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　美術

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，美術科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

　例えば，形や色彩などの変化を見分けたり，微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて，生徒の実態やこれまでの経験に応じて，造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや，一人一人が自分に合ったものが選べるように，多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり，造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。また，造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて，形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように，自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。

　美術科においては，表現及び鑑賞の活動を通して，一人一人の生徒が感性や想像力などを働かせて，対象や事象の様々なことを感じ取り考えながら，自分としての意味や価値をつくりだし，美術の創造活動の喜びを味わえるよう，互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動を重視している。また，表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，一人一人の状況や発達の特性に配慮し，個に応じた学習を充実させていくことが求められる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　体育

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，保健体育科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

特に，保健体育科においては，実技を伴うことから，全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要である。そのため，生徒の障害に起因する困難さに応じて，複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切である。また，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については，学校や地域の実態に応じて適切に設定することが大切である。なお，指導に当たっては，生徒の障害の種類と程度を家庭，専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し，生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに，個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮したり，教材，練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し，障害の有無にかかわらず，参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切である。また，「保健」においても，新たにストレスへの対処や 心肺蘇 そ生法などの技能の内容が示されたことから，それらの実技指導については 運動に関する領域の指導と同様の配慮をすることが大切である。指導に際しては，学校や地域の実態に応じて，次のような配慮の例が考えられる。

・見えにくさのため活動に制限がある場合には，不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう，活動場所や動きを事前に確認したり，仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり，音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。

・身体の動きに制約があり，活動に制限がある場合には，生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう，用具やルールの変更を行ったり，それらの変更 について仲間と話し合う活動を行ったり，必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。

・リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること，ボールや用具の操作等が難しい場合には，動きを理解したり，自ら積極的に動いたりすることができるよう，動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する，動かす体の部位を意識させる，操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。

・試合や記録測定，発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には，生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために，挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり，ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。

・日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には，不安を解消できるよう，学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。

・対人関係への不安が強く，他者の体に直接触れることが難しい場合には，仲間とともに活動することができるよう，ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。

・自分の力をコントロールすることが難しい場合には，状況に応じて力のコントロールができるよう，力の出し方を視覚化したり，力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。

・勝ち負けや記録にこだわり過ぎて，感情をコントロールすることが難しい場合には，状況に応じて感情がコントロールできるよう，事前に活動の見通しを立てたり，勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮する。

・グループでの準備や役割分担が難しい場合には，準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう，準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。

・保健の学習で，実習などの学習活動に参加することが難しい場合には，実習の手順や方法が理解できるよう，それらを視覚的に示したり，一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　技術・家庭

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，技術・家庭科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

　具体的には，技術・家庭科における配慮として，次のようなものが考えられる。

技術分野では，「Ａ材料と加工の技術」の（2）において，周囲の状況に気が散りやすく，加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合には，障害の状態に応じて，手元に集中して安全に作業に取り組めるように，個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり，作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。

また，「Ｄ情報の技術」の（2）及び（3）において，新たなプログラムを設計することが難しい場合は，生徒が考えやすいように，教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し，一部を自分なりに改良できるようにするなど，難易度の調整や段階的な指導に配慮することが考えられる。

家庭分野では，「Ｂ衣食住の生活」の（3）及び（5）において，調理や製作等の実習を行う際，学習活動の見通しをもったり，安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には，個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや， 安全への配慮を徹底するために，実習中の約束事を決め，随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。また，グループで活動することが難しい場合には，他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担したり，役割が実行できたかを振り返ることができるようにしたりすることなどが考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　外国語

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，外国語科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，外国語科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・英語の語には，発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く，明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合，語を書いたり発音したりすることをねらう活動では，その場で発音することを求めず，ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり，似た規則の語を選んで扱うことで，安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　特別の教科　道徳

発達障害等のある生徒や海外から帰国した生徒，日本語習得に困難のある生徒等に対する配慮

発達障害等のある生徒に対する指導や評価を行う上では，それぞれの学習の過 程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

例えば，他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合であれば，相手の気持ちを想像することが苦手で字義どおりの解釈をしてしまうことがあることや，暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で，例えば，他者の心情を理解するために役割を交代して 動作化，劇化したり，ルールを明文化したりするなど，学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

そして，評価を行うに当たっても，困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として，相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど，生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

発達障害等のある生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため，道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり，集めた資料を検討したりするに当たっては，相手の気持ちを想像することが苦手であることや，望ましいと分かっていてもそのとおりにできないことがあるなど，一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかり踏まえた上で行い，評価することが重要である。

道徳科の評価は他の生徒との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく，一人一人の生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め，励ます個人内評価として行うことから，このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが，一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

なお，こうした考え方は，海外から帰国した生徒や外国人の生徒，両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる生徒について，一人一人の生徒の状況に応じた指導と評価を行う上でも重要である。これらの生徒の多くは，外国での生活や異文化に触れてきた経験などを通して，我が国の社会とは異なる言語や生活習慣，行動様式を身に付けていると考えられる。また，日本語の理解が不十分なために，他の生徒と意見を伝え合うことなどが難しいことも考えられる。それぞれの生徒の置かれている状況に配慮した指導を行いつつ，その結果として，生徒が多面的・多角的な見方へと発展させていたり道徳的価値を自分のこととして 捉えていたりしているかといったことを，丁寧に見取ることが求められる。その際，日本語を使って十分に表現することが困難な生徒については，発言や記述以外の形で見られる様々な姿に着目するなど，より配慮した対応が求められる。

中学校　総合的な学習の時間

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，総合的な学習の時間の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

総合的な学習の時間については，生徒の知的な側面，情意的な側面，身体的な側面などに関する生徒の実際の姿や経験といった，生徒の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うことが必要であることをこれまでも示してきた。探究するための資質・能力を育成するためには，一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要であり，例えば以下のような配慮を行うことなどが考えられる。

・様々な事象を調べたり，得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は，必要な事象や情報を選択して整理できるように，着目する点や調べる内容，まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。

・関心のある事柄を広げることが難しい場合は，関心のもてる範囲を広げることができるように，現在の関心事を核にして，それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。

・様々な情報の中から，必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は，具体的なイメージをもって比較することができるように，比べる視点の焦点を明確にしたり，より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

・学習の振り返りが難しい場合は，学習してきた場面を想起しやすいように， 学習してきた内容を文章やイラスト，写真等で視覚的に示すなどして，思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。

・人前で話すことへの不安から，自分の考えなどを発表することが難しい場合は，安心して発表できるように，発表する内容について紙面に整理し，その紙面を見ながら発表できるようにすること，ICT 機器を活用したりするなど，生徒の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

　このほか，総合的な学習の時間においては，各教科等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」を総合的に働かせるような学習を行うため，特別支援教育の視点から必要な配慮等については，各教科等における配慮を踏まえて対応することが求められる。こうした配慮を行うに当たっては，困難さを補うという視点だけでなく，むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより，自己肯定感の醸成にもつながるものと考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

中学校　特別活動

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，特別活動の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

具体的には，特別活動における配慮として，次のようなものが考えられる。

○相手の気持ちを察したり理解したりすることが苦手な生徒には，他者の心情等を理解しやすいように，役割を交代して相手の気持ちを考えたり，相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや，イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。

○話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には，発言するタイミングが理解できるように，事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど，コミュニケーションの図り方についての指導をする。

○学校行事における避難訓練等の参加に対し，強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には，見通しがもてるよう，各活動や学校行事のねらいや活動の内容，役割（得意なこと）の分担などについて，視覚化したり，理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに，周囲の生徒に協力を依頼しておく。

　なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。